

第759回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成19年3月16日(金)午後2時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後2時00分

6 第758回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第759回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

県立高校の改編及び共学化に伴う校名案について

(説明: 教育長)

「県立高校の改編及び共学化に伴う校名案について」御報告する。

資料は, 1ページから3ページまでとなる。

平成20年4月からの改編により昼夜間開講型単位制高校となる田尻高等学校, 男女共学校に移行する第一女子高等学校の校名については, 検討を行ってきたところ, 今回, 県教育委員会として意見が集約されたので, 御報告する。

田尻高等学校については, 昼夜間開講型単位制高校として改編することになり, 校名を変更することとなった。そのため, 7月に校名案の公募を行い, 108通・54案が集まった。これらを基に, 地元の「校名等選考検討委員会」及び県教委の「校名選定委員会」において検討した結果, 地元意見を尊重するという姿勢を基本としながら, 昼夜間開講型単位制高校という学校の在り方を見据え, 新しい校名案を「宮城県田尻さくら高等学校」と, 県教委案として決定した。また, 第一女子高等学校は現校名に「女子」とあることから, 共学化に伴い校名を変更することとなった。そのため, 昨年11月から12月にかけて, 校名案の公募を行い, 358通・122案が集まった。これらを基に, 地元の「校名選考委員会」及び県教委の「校名選定委員会」において検討した結果, 共学化後の学校の在り方を見据え, 新しい校名案を「宮城県宮城第一高等学校」と, 県教委案として決定した。

資料の1ページを御覧願いたい。「田尻さくら高等学校」の校名の由来であるが、旧田尻町の町花が「さくら」であり、県内有数の桜の名勝加護坊山の見事な「さくら」を生徒の姿として象徴しており、学ぶ生徒それぞれの可能性、なりたい自分を想像し、ひらがなによりおおらかに堂々と育ててほしいという願いを込め、地元田尻の地名を後世に残すことから田尻を冠して、「宮城県田尻さくら高等学校」と命名したものである。「宮城第一高等学校」の校名の由来であるが、現在の第一女子高等学校は、明治33年に県立で初となる高等女学校として設立され、校名については、当初の「宮城県高等女学校」から、仙台に二つの高等女学校をみるようになった大正7年から「第一」の名を冠することとなり、それ以降、教育制度の改正等により2回の校名変更があったが、「第一」の名は変わることなく、深く県民に浸透し親しまれてきた。平成20年度からの男女共学後も、高校の基本となる「教育方針」・「校歌」・「校章」等は変更することなく受け継がれるという「高校の継続性」を重視する一方、男女ともに学ぶことになることから現在の校名から「女子」の文字を外すとともに、次代を担う社会の発展に寄与し得る人材の育成を目指すことを「宮城」に込めることにより、栄えある伝統を礎とし共学校として新たな発展を図るため「宮城県宮城第一高等学校」と命名したものである。

なお、これらの新校名案については、平成19年9月県議会において、「県立学校条例」の改正として議案を提案し、議決されると正式に「田尻さくら高等学校」、「宮城第一高等学校」となる予定であるが、それまでは「仮称」を付けて使うことになるので、よろしく御願い申し上げます。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし) |

9 専決処分報告

(1)平成19年度使用高等学校用教科書の採択変更について

(説明：教育長)

「平成19年度使用高等学校用教科書の採択変更について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。

平成19年度使用県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択については、昨年8月18日の教育委員会で御報告申し上げたところである。その後、7つの高等学校から採択変更の申請があったので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、平成19年3月9日専決処分した。採択変更した高等学校及び教科書については、2ページから4ページに記載のとおりである。採択の変更理由としては、学科改編、教育課程の見直し等のやむを得ぬ事情によるものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし) |

委員長 | (委員全員に諮って)了承。

(2)教育功績者表彰について

10 議 事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

第3号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第4号議案 平成19年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第5号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第6号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第7号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)及び第1号議案から第7号議案については、非開示情報が含まれるため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第8号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明:教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明する。

資料は27ページから33ページまでとなる。

30ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の主な内容であるが、1点目は、昨年6月の学校教育法の改正等に伴うもので、障害児教育室、特殊教育センターの名称変更と関係規定の整理である。具体的には、規則中の「障害児教育室」とあるものを「特別支援教育室」に、「特殊教育センター」とあるものを「特別支援教育センター」に名称変更し、また、「盲・聾・養護学校」又は「特殊教育諸学校」と表記していたものを「特別支援学校」に、「特殊学級」と表記していたものを「特別支援学級」に改め、そして「特殊教育」と表記していたものを「特別支援教育」という文言に修正するものである。

なお、個別学校名については、現に設置されている「盲・聾・養護学校」の名称を用いることが可能とされており、今回は改正していない。

さらに、33ページであるが、心身障害児就学指導審議会の名称が「障害児就学指導審議会」に変更されたことに伴い、第31条第2項第1号及び別表第2の関係規定を改正するものである。

2点目であるが、前に戻っていただき30ページを御覧願いたい。来年度から本格的に推進する、「教育・福祉複合施設の整備」について、第10条の教職員課の事務分掌に第9号として新たに明記するものである。

3点目であるが、32ページを御覧願いたい。この3月で閉校する築館高等学校瀬峰校について、第27条第2項の表から削除するものである。

なお、この規則の施行期日は、平成19年4月1日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第9号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

第10号議案 県立特殊教育学校学則の一部改正について

第11号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明:教育長)

第9号議案「学校教育法施行細則の一部改正について」から第11号議案「教育職員の免許状に関する規則の一部改正について」までの3議案については、ともに関連があるので、一括して御説明申し上げます。

資料は、34ページから69ページまでとなる。

今回の改正の理由であるが、盲学校、聾学校、養護学校から障害の種別を超えた「特別支援学校」に一本化するなどの学校教育法等の一部改正に伴い、関連する規則について改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、全て平成19年4月1日から施行することとしている。

簡潔にそれぞれの改正の内容を説明する。

まず、第9号議案「学校教育法施行細則の一部改正について」であるが、この規則は、国の規定に基づき、障害のある児童生徒の保護者に係る就学義務、学校等の設置廃止等の認可等に関し必要な事項を定めているものである。資料36ページからの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正は、第1条から別記様式まで「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に、また、「盲者、聾者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改正するなど、用語の整理を行うものである。

次に、56ページを御覧願いたい。第10号議案「県立特殊教育学校学則の一部改正について」であるが、この規則は、県立の盲学校、聾学校及び養護学校の学則を定めているものである。資料59ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正は、盲・聾・養護学校の区分がなくなり、「特別支援学校」となることから、個々の学校がどの障害種別を扱う学校であるかが分からなくなるため、新たに第1条の2を加え、各学校が行う「教育の種別」を別表第1のとおり明記するものである。

最後に、61ページを御覧願いたい。第11号議案「教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則」についてであるが、この規則は免許状に関して法令で定める以外の事項について定めているものである。資料66ページからの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正は、特別支援学校制度の創設に伴い、教育職員免許法の一部が改正され、盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状が、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の五つの教育の領域を持つ特別支援学校の教員の免許状として一本化された。この特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、当該免許状に定められている教育の領域以外の教育の領域に関する科目を修得した場合又は教育職員検定に合格した場合には、新しい教育の領域を追加することとなり、この場合に係る手続きについて整備を行うものである。具体的には、第15条、第17条及び第18条について、特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた後に領域の追加を行う際の提出書類を定めるとともに、様式第7号について、新しい教育の領域を追加する際に、担任していた領域についての確認が必要となることから、当該事項の記載欄を新たに設けるほか、用語の整理を行うものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第12号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は70ページから75ページまでとなる。

今回の改正であるが、教員採用選考の願書等の記載事項を必要最小限にとどめる趣旨から、様式の一部を改めるものである。資料74ページ及び75ページの新旧対照表を御覧願いたい。具体的には、様式第5号中の「本籍」という文言を「日本国籍の有無」という文言に、履歴書である様式第6号中の「家族の状況」の記載欄を削除するものである。

なお、この規則の施行期日は、平成19年4月1日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第13号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第14号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明：教育長)

第13号議案「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について」及び第14号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」については、ともに関連があるので、一括して御説明申し上げます。

資料は、76ページから86ページまでとなる。

今回の改正の理由であるが、本県においてもこの4月から導入される給与構造改革に伴い、関連する規則について改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、全て平成19年4月1日から施行することとしている。

簡潔にそれぞれの改正の内容を説明する。

まず、第13号議案「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について」であるが、この規則は、教育委員会に属する単純労務職員の給料の支給について、必要な事項を定めているものである。資料78ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正であるが、単純労務職員の給料表等については、知事部局で定める「単純労務職員の給与に関する規程」を準用して定めているが、給与条例において行政職給料表の3級と4級が統合され、知事部局においても均衡を図っていた単純労務職員の給料表の3級と4級が統合されることになったため、当該規則においても同様の改正を行うものとし、別表の現行4級を削除し、現行の5級を4級に改めるものである。

次に、第14号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」であるが、この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めているものである。資料84ページから86ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正であるが、給与条例の改正に伴い、給料表の級の統合、号俸の4分割化がなされることになったため、当該規則においても対応する級・号俸に改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第15号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、87ページから91ページまでとなる。

今回の改正の理由であるが、いわゆる生活困窮世帯の授業料の減免については、別に定める「減免判定基準」に基づき減免の適否を判断しているが、減免の公平性の確保と適正化を図るため、判定基準を改めることとし、そのため上位規程である本規則を改めようとするものである。資料89ページからの新旧対照表を御覧願いたい。改正の内容であるが、まず、第3条第2項の表の3については、現在、世帯の総収入で減免の適否を判断しているが、扶養義務者以外の者の収入を合算している世帯を考慮し、新たに扶養義務者のみの収入で判断する「半額減免」の規定を追加するものである。次に、第4条第1項第1号で定める「家族状況調書(様式第4号)」については、改正後の「減免判定基準」において規定されることから、本規則から削除するものである。併せて、同項第2号については、文言の整理を行うものである。最後に、同条第3項については、教育長の事前承認を最小限とし、減免判定の迅速化及び事務の効率化を図るため、教育長が別に定めるもの以外は教育長の承認を不要とするものである。

なお、改正後の規則は、平成19年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし) ;

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

11 課長報告等

(1)平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る推薦入試、連携型入試及び一般入試について

(説明：高校教育課長)

平成19年度公立高等学校入学者選抜における推薦入試及び連携型入試合格状況並びに一般入試出願状況及び合格状況等の集計結果がまとまったので、御報告する。

お手元の別冊資料の1ページを御覧願いたい。

「1 総括」のAの中学校卒業予定者数からDの予備調査倍率については、1月の教育委員会で報告させていただいたので、本日はEの推薦入試出願者数から報告する。全日制課程では、推薦入試出願者数7,055名に対して合格者数4,719名、定時制課程では48名に対して合格者数は45名であった。連携型入試については、出願者120名に対して108名が合格している。続いて、一般入試についてであるが、全日制課程においては、募集人数16,480名から推薦及び連携型入試合格者数を引いた11,653名の一般入試募集人数に対して14,517名の出願があり、出願倍率が1.25倍と、昨年度より0.01ポイントアップした。定時制課程においては0.56倍であり、昨年度と同じ出願倍率であった。学力検査当日の実施状況についてであるが、欠席者数は、全日制258名、定時制13名であった。受検倍率は、全日制では昨年度と同様の1.22倍、定時制は0.54倍で昨年度より0.01ポイント減となった。一般入試合格者数は、全日制は10,841名で、昨年度より94名減で、合格率は76.0%となり、昨年度より0.4ポイント減っている。定時制課程においては、合格者数370名で、昨年度より33名減で、合格率は1.1ポイントアップしている。続いて20ページをお開き願いたい。第二次募集実施校についてであるが、御覧のとおり、全日制では33校55学科、募集人数834名となっている。21ページにあるように同様に、定時制では12校16学科、募集人数466名となっている。以上である。

(質疑なし) ;

(2)高等学校等入学者選抜に係る出願書類の記載誤りについて

(説明：高校教育課長)

「高等学校等入学者選抜に係る出願書類の記載誤りについて」御報告する。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、仙台市立中野中学校の一部の生徒について、1・2年生の欠席日数を誤って記載した調査書で推薦入試及び学力検査の出願が行われた。仙台市教育委員会は3月2日のこの事態が判明した後、3月5日中に中野中学校教員が関係公立高等学校に正しい内容の調査書を届けるよう指示した。これを受け、県教育委員会は、推薦入試について3月5日ないし6日に、正しい内容の調査書に基づいて再度審査を行って、合否を判定すること、一般入試については調査書を正しい内容の調査書と差し替えて選抜を行うことを関係県立高等学校長に指示した。その結果、推薦入試については、当初の判定どおりの合否結果であることが確認された。入学者選抜は、正しい内容が記載された調査書等を基にして厳正に行われることが原則であり、中学校と高校との信頼の上に成立しているものであることから、今後、かかることのないよう入試事務説明会等において、注意喚起して参りたいと考え

ている。以上御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 今回の記載の誤りというのは原因はなんだったのか。

高校教育課長 調査書をコンピュータで作成した訳であるが、コンピュータで作成して、そして打ち出した資料の点検がルーズであった、それをおろそかにしたという単純ミスである。

(3)第62回国民体育大会冬季大会の結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「第62回国民体育大会冬季大会の結果について」御報告申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。

第62回国民体育大会の幕開けとなる冬季大会スケート・アイスホッケー競技会が群馬県で開催された。また、スキー競技会が秋田県で開催された。成績の方であるが、総合成績については、男女総合の天皇杯が昨年よりも一つ順位を下げ18位となっている。また、女子総合の皇后杯については昨年の16位から六つ順位を上げ10位となっている。競技別に見るとフィギュアスケートでは少年女子の2位をはじめ成年女子が3位と女子の活躍が見られた。スキーであるが、ジャイアントスラロームで健闘し成年男子Bで6位に入賞している。また、成年女子で10位になった選手もあり、来年以降の活躍に期待しているところである。平成19年の国民体育大会は本大会が秋田県を会場に開催される予定である。本大会での選手団の活躍を期待しながら報告とさせていただきます。以上である。

(質疑なし)

(4)宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツスポンサーの決定について

(説明：スポーツ健康課長)

昨年12月11日から募集していた宮城県総合運動公園総合体育館のネーミングライツスポンサーが決定したのでお知らせする。ネーミングライツスポンサーは株式会社ホットハウスという企業である。この企業は不動産取引関係の会社であり、本社が仙台市にある。施設の名称は、ホットハウススーパーアリーナとなる。応募金額であるが、現在2,030万円で調整中である。また、この収入は本県のスポーツ振興に使わせていただくことになっている。実施時期は4月1日から、契約期間は2年間を予定している。県としてはネーミングライツ実施による施設名の名称の変更について幅広く周知を図って参りたいと考えている。以上、御報告申し上げます。

(質疑なし)

(10分間休憩)

12 協議事項

県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

委員長 「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」であるが、前回までは答申及び意見聴取会での県民の意見を踏まえ、論点整理を行い、仙台一極集中などの懸念事項や他県の状況などについても検討してきた。本日の協議であるが、まず、前回の協議の中で、委員から何点かの補足資料の要請があり、事務局の方で準備していただいているので、これらの資料をもとに、さらに議論を深めて参りたいと思う。

それでは、お手元に資料が用意されているので、事務局から説明をお願いする。

(説明：教育企画室長)

それでは前回の協議に基づき、5点ほど資料を用意させていただいた。最初の2点については私の方から、残りについては高校教育課の方から御説明申し上げる。

まず1点であるが、学区を撤廃した他県の状況についての資料である。お手元の資料のとおりであるが、既に撤廃した12の都県、この全体的な状況については既に報告をさせていただいている訳であるが、さらに学校毎の撤廃する前と後の状況について、今回新たに一番右側にあるが広島県を追加させていただいている。広島県内の高校の状況は資料のとおりであるが、総じて特定の地区にある高校が倍率が上がったと、あるいは同じ地区で下がったという状況にはなっていない。今回、和歌山県、秋田県、滋賀県、広島県という4県の具体的な高校の状況を記載している訳であるが、その理由として下の箱で囲んだところに書いてあるが、この4県は最も早い時期に撤廃した県として和歌山県、それから近隣にあるということで秋田県、それから最近撤廃した県ということで滋賀県と広島県という観点で選定している。なお、和歌山県と秋田県と滋賀県については、県議会、あるいは学区制を考える県民の会においても集中とか、あるいは定員割れという影響が大きい県という指摘もあったこともあり、個別学校毎の状況について記載させていただいているものである。他県の状況については、このとおりである。

2ページ目であるが、これは関連であるが、前回、具体的に撤廃した後で特色ある学校づくりはどのようなものがあるかという御質問があつて、ちょっと説明不足であったことから再度和歌山県と滋賀県のいくつかの学校の例をここに記載させていただいている。上の方から和歌山県の星林高校、ここに書いてある特色ある主な取組ということであるが、ここは比較的進学校である。中身としては連携型中高一貫校を平成15年から、あるいは1年からコース制を導入しているといったような特色づくりを行っている。それから橋本高校、耐久高校、熊野高校については特に進学校ではないが、橋本高校においては伊都地方というところにあり、この6校が学校間連携を行って交流を推進しているとか、あるいはやはり2学年からコース制を設けて探求コース、総合コースといったような特色づくりを行って実施している。それから耐久高校であるが、ここもコース制をひいている。1年生、2年生、3年生とコース制をひいて特色づくりを行っている。それから熊野高校もここに記載のとおり平成16年から普通科、園芸科、森林科から総合学科になったということもあって人気が出てきている。それから滋賀県であるが、3校ほど挙げている。東大津高校、ここは比較的進学実績の高い高校であり、2学年から文系・理系コース制とか、あるいは近隣大学との高大連携による進路意識の啓発を行っている。それから比較のおもしろい取組をしているなあというのが以下の2校であるが、この伊吹高校、ここは1学年から学力発展クラス、これは国公立とか、あるいは難関私立大学を目指したクラス、それから学力充実クラスということで、ちょっとそれよりも能力的に多少落ちるコースということで英語、数学を中心にした少人数学級、あるいは体育コースということ、あるいは伊吹塾ということで国語、数学、英語の教師が顧問となって毎日放課後2時間熱心に学習に取り組む独自の部活動を行っていることなどがある。それから伊香高校であるが、ここもコース制をとっており、1年からであるが特進フロンティアクラスと特色アクティブクラスに分かれており、特に特色アクティブクラスについては、さらに国際文化類型、あるいは環境情報類型、あるいはスポーツ類型といった特色をつけて実施しているということである。下の方に総括として、総じて言えることは和歌山・滋賀両県ともコース制などを積極的に取り入れ、教育課程に工夫を凝らし、生徒一人一人の進路の実現に向けた取組が特徴的なものということである。これもほんの一例であるが、こんな取組が行われているということである。

(説明：高校教育課長)

全日制高校の再編基準について御説明申し上げます。資料は3ページから4ページということになる。全日制高校の再編基準については、平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」に基づき、中学校卒

業者の減少に対応した再編統合や学級減を行ってきた。まず3ページを御覧願いたい。中学校卒業生数、あるいは中学校卒業見込み者数の推移について御説明する。御覧のとおり年を追う毎に中学校卒業見込み者数が減少していくことが分かる。中学校卒業生数がピークであった平成元年度と県全体で比較すると平成19年度は11,644人少ない23,493人であり、さらに現在の0歳児が中学校を卒業となる平成33年度には18,721人となり、平成元年度の53%の卒業見込み者数となる。平成19年度と比較しても約80%の卒業見込み者数となる。このように今後も引き続き生徒数の減少傾向が続くことから、再編統合、小規模校の再編、学級減の措置等を行っていくことが必要となる。次に全日制高等学校の小規模校の再編についてであるが、平成16年3月に策定した「県立高校の後期の再編について」において学校規模が縮小すると活力ある教育活動の展開が難しくなることなどから、原則として1学年1~2学級規模の学校は再編を進めることとしている。これを受けて平成16年3月に本校と分校の再編基準を発表した。まず本校の再編基準についてであるが、平成17年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数が、収容定員の3分の2未満であり、かつ160人に満たない場合としており、要件に該当した高校は該当した年度の翌年度から新たに生徒募集は行わないこととしている。次に分校の再編基準についてであるが、これには二つの基準がある。まず一つ目が、平成17年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数が収容定員の3分の2未満であり、かつ80人に満たない場合。二つ目が、平成17年度以降において、2年間連続して、分校所在地域の中学校からの入学者数が、当該中学校卒業生数の4分の1未満である場合である。いずれか一方に該当する分校については、要件に該当した年度の翌年度から、新たな生徒募集は行わないこととしている。具体的な該当状況としては、宮城県農業高等学校の秋保校と、それから黒川高等学校の大郷校の両校が二つ目の条件に、平成17年度と18年度の2年連続して該当したことから、平成19年度の新たな生徒募集を停止することとした。次に4ページを御覧願いたい。全日制の学級減及び再編統合について御説明する。学級減の対象校及び対象学科については通学区域毎の生徒数の減少、学科バランス、学校毎の入試倍率や生徒充足状況などを総合的に考慮して決定することとしている。これに基づき、平成13年度以降に71の学級減を行った。この中には角田高校と角田女子高校の再編統合や、あるいは宮城県農業高校の秋保校の募集停止などが含まれている。以上、全日制高校の再編基準について御説明申し上げた。

資料の5ページ目である。続いて公私立高等学校協議会設置と協議の状況について御説明申し上げる。仙台地区において公私立高等学校協議会は生徒数の増加の対応を協議する場として昭和50年9月1日文部省通知に基づき、昭和51年10月1日に設置された。その後、昭和57年7月3日付け「生徒減少期への対応に向けての適切な運営と協議を行う場とする」旨の文部省通知に基づき、学校及び学科等の設置・廃止に関する事、入学定員の計画に関する事、入学者の選抜日程、募集方法等公私立高等学校間で調整が必要な事項に関する事、などについて協議する場となっている。具体的には、収容計画を協議しながら中学校卒業見込みに応じて、公立と私立が協調しながら対応していくこととしている。なお、現在の申し合わせ内容については、下の3のところに書いており公私立間の生徒収容については、仙台地区の高校進学見込者の減少に応じた、公私とも収容数を減少させていくこと、仙台地区の高校進学見込者に係る生徒収容比率は、概ね公立6：私立4を基本とすること、平成22年度までのうち、県立高校の学級減については19学級とすること、また、上記内容に大幅な変更が生じた場合は協議の上、善処策を講ずること、となっている。最近の定員状況については、表に記載のとおりである。

続いて6ページと7ページをお開き願いたい。県立高校全日制課程における推薦入試制度について御説明申し上げる。推薦入試制度については、目的の一番目にあるとおり一回限りの学力検査等では評価しがたいその学校・学科にふさわしい生徒の多面的な能力・適正を、様々な形で評価して選抜するところに意義があると考えられており、生徒の個性をなるべくできるだけ多面的に捉えようという選抜方法である。

その結果、2の学科別開始時期、推薦枠の変遷の表にあるとおり、本県においては平成6年度に普通科に推薦入試が入った。そしてそれと同時に同じ平成6年度にそれまで推薦入試は専門学科にあったが、それまで20%の上限枠であったのをその倍の専門学科においては40%に引き上げている。その結果として、現在では全公立高校において推薦入試が実施されている。7ページを御覧いただくが、推薦入試における試験内容としては、例えば今年度の推薦入試は1月31日(水)に実施されたが、その試験内容としては、推薦書を基に、調査書のみの審査を行っても良いし、さらには推薦書・調査書に合わせて面接、実技、作文等の結果、これらのうちの一つ、あるいは複数を組み合わせて選抜審査を行うことができるようになっており、各学校の特色に応じた受験生の選抜が可能になっていると考えている。以上である。

(質 疑)

佐々木委員 3ページの再編基準についてであるが、これは学区制の問題とは別問題だとは思ふ。それでこれは学区制がある状態で決められた再編基準かなと思う。1学区制になってみると若干の子ども達の移動とか違ってくる可能性があるのですが、このままの基準で運用された場合に各地域の適正な学校配置という面で不都合が生じる可能性もないとは言えないような気がする。やはり地域に十分な学校が配備されるような再編基準を検討する機会を是非設けてほしいなと思う。卒業する数だけ、そこに進学した数だけで決めているということになるので、多くの方が心配されていたように希望されないということのようなことが起きた時に、なくなるのではないかという懸念は大きくなる可能性があるのではないかと思う。やはり公教育であるので、確保するところは少し苦しくても確保するという努力が必要かなと思う。

教 育 長 再編基準については、先程課長が申し上げたとおり県立高校将来構想の後期計画の中でうたわれている基準であり、学校の活力を維持するためにこういった基準を作っているということである。勿論数だけでないというような御指摘はもっともであろうと思う。地域の実情なりを踏まえながら対応していかざるを得ないと思っている。今後22年4月まではこういった再編基準でいく訳であるが、その後についてもやはりこれをベースにして考えていかざるを得ないのではないかと考えている。

櫻井委員 2ページの特色ある学校づくりの例というところからちょっと離れるかもしれないが、私は魅力ある学校づくりというのは魅力ある教職員からだと思っている。特に、教師からだと思っているが、こういう「これをやりました、あれをやりました」ではなくて、他県で学区を撤廃したところでは教職員の配置について特色を作ろうとしてこういう努力をしたというようなものが分かっていることがあれば教えていただきたい。

教育企画室長 確かに言われるように前回本県の魅力づくりの方針という中で教職員の人事というところに触れている。人事配置というのは当然に学校づくりをする上で大切な要素であるとは思っているが、今回の具体事例について具体的な特色づくりという言葉は表の取組を中心に調べさせていただいたが、ここにも書いているようにうちの方で言うと類型というか、2年生から類型に分かれて、例えば伊香高校であるが、国際文化類型とか、環境とか、スポーツとかという類型を作っている訳であるので、地域のニーズとかを踏まえてコースを作る上では当然それに合ったような教員の配置というのも考えられるだろうと、そういう意味では先生方の配置ということも合わせて特色づくりをせざるを得ないだろうと考えている。

山田委員 同じく2ページの特色ある学校づくりについて、今回非常に調査に大変御苦労されたかと思うが、見させていただいて色々な取組をやっているんだなあということを実感し

た。是非今後とも調査活動なり，あるいは情報交換なりを積極的に他県ともやっていただいて見習うべきところは取り入れられるような対策を取っていただければ，今後の各校の特色ある学校づくりにも活かされるのではないかと思うが，その辺の今後の取組についてどのようにお考えか。

教育企画室長

今回具体的取組について調査をしていて感じたのは，前回は各県の状況の中で学区の見直しをすることによって特色づくりが進んでいると表の中に記載させていただいている。今回調べさせていただいた和歌山県，秋田県，滋賀県，広島県，やはり同じようなことであるが，これをきっかけに高校がどのように自分たちの高校の特色，あるいは売りを出すかということ真剣に考えたということ異口同音に言われており，あとはホームページも各学校のを見させてもらったが，すごくきれいである。これが本当の高校のホームページなんだろうかと，分かりやすいというのか，それから何を知りたいか「どうぞ，うちの高校のを見てください」というのを感じ取れた。それぞれの受けとめ方であると思うが，その辺から見てもいい取組をそれぞれの学校がされているなあとと思う。ちなみに2ページの高校は本当に普通の高校である。進学にすごく力を入れているという高校ばかりではなく，それなりに進学を求めて入っている生徒，あるいは就職，あるいはもっと高校3年間こんな授業をしたいといったようなある程度のニーズに合ったようなコースを設定しながら努力されているなあと印象である。本来この学校づくりというのは学区の在り方に関わらずやらなければならないことだと思うので，今回の調査を機会に特色づくりをさらに推進して参りたいと考えている。

委員長

これまで，大きく論点を三つに絞り込み，事務局からただいままで補足説明も受けながら審議して参ったところであるが，この論点についてさらに検討すべき論点はないか。

小野寺委員

私前回の最後にも話したが，ちょっと引っかかっていることがある。いわゆる学校間格差という言葉であるが，これは文部科学省も使っているようであるが，この答申の中にもあるが，学校間格差の助長とか序列化ということについて，何を言って言うのか，例えば学校のサイズで言うのか，あるいは伝統で言うのか，予算で言うのか，色々あると思うが，ここで言っているのはいわゆる基礎学力のレベルを指していると思う。要するに学校間の学力差を指していると思うが，私は高校教育の目的は何かということ控えるが，学校の大きな役割の一つは学力を高めることだと思う。ただその際育てる学力がいわゆる受験学力ではないだろうと，それだけではないだろうと実は思っている。それで高校がそれぞれ特色ある学校づくりを進めている。その中でも私は共通したカリキュラムもあるから，必修科目とかがあるから，それは基礎学力の部分はあるのであるが，高校によって育てられる学力というのは違いがあるのかなと捉えているところがある。例えば普通科でも全員が大学進学を目指す訳ではない。地方に行けば進学もあれば就職もある。そうすると高校を評価する尺度は受験学力だけではないと思っている。勿論大学に何名合格したかというのは一つの視点だと思うが，私は多様な視点が必要だろうと思っている。従って，私が言いたいのは学校間の学力差だけをもって学校間格差とか序列化というのはどうかという気がずっとしていた。私はこの言葉が馴染まないなど，適切でないなど，やはり高校や生徒に対して失礼じゃないかという思いはずっとしていた。選抜制度であるから入りたい学校に入れたい生徒が必ず出て来る。ただそういう生徒が高校に入って目的意識を持ってしっかり成長している。どのような高校生活を送るか，あるいは送らせるかということである。やっぱり私は発達の成長観を持つ

ことが必要ではないかと思う。だから学校間格差の助長という言葉を使う時といわゆる特色ある学校づくりということについて、何かその辺りの違和感を持ったのでこれからの話の前にそれだけ申し上げる。

委員長 さらに検討すべき論点というのではないか。

小野寺委員 ない。

委員長 新たに検討すべき論点はないということであるので、ここで改めて、これまでの本委員会の審議を振り返ってみると、昨年11月20日に高等学校入学者選抜審議会から出された答申を受け、本委員会ではそれ以来約4か月にわたり慎重な審議を行ってきた。この間、去る1月には県内4か所で意見聴取会を開催し、賛成・反対それぞれの立場から県民の意見をお聴きした。その後、審議会答申を踏まえ、具体的な検討を行ってきたが、特に「3%枠の拡大と撤廃との関係」、それから「志願者の仙台一極集中などの懸念事項」に重点を置き、様々な角度から慎重に審議してきた。この間、各委員の皆様からは、様々な御意見をいただき、その都度追加資料等に基づき、さらに議論を深めてきたところである。

学区の見直しの進め方として、まず、見直しの方向性について意見集約する必要があるが、この点について、教育委員会としての審議は私は十分に尽くされたのではないかと考えている。従って、本日のこれからの協議の進め方であるが、まずは、「通学区域の見直しの方向性」について意見を集約し、その後「見直しの時期や見直し後の対応策など」について検討して参りたいと思うが、よろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

委員長 それでは、初めに、見直しの方向性を確認したいと思う。答申では「現在の通学区域を撤廃し、全県一学区」としているが、皆様の御意見を願います。

山田委員 この議論が始まった当初は私も地方の出身であるので、地方の視点でということ色々と考えてきたが、やはり最初に一番気になったのが仙台への一極集中ということで、どうも不安であったが、これまで色々議論したり、御苦勞をお掛けしたが大変膨大な資料を出していただき、そういったものを色々な観点から見させていただいた上で、その一極集中に対する懸念については大分薄らいできているが、ただまだ若干不安が残っている。そのような中で一つ発想を変えて考えてみたが、先程来特色ある学校づくりということが非常に参考になったというお話はされていたが、私もそういったことに挑戦する一つのチャンスとして捉えれば地方にとってもこれは前向きな形で考えればチャンスではないのかなというふうに、前向きな発想で考えた場合に捉えられる可能性があるということで考えた。ただそれについては先程来話になっているように特色ある学校づくりというのを本格的に取り組まなければならない、あるいは先程話のあった教員の適正な配置、あるいは適正な予算の配分、そういったものをしっかりとやった上で学区を撤廃すれば、地方にとってもチャンスであり、それをしっかり行えば、仙台に対する一極集中は大分緩和できるものと私は判断した。そういったことで、ただ先程来申し上げたように教育行政にこういった規制緩和というのが馴染まない部分もあると思うので、行政のしっかりとした対応というものが必要になるかと思うので、撤廃するに当たっては十分な準備期間と周知期間が必要になるのではないかなと私は思っている。

櫻井委員 私は教育というものは、学ぶ意欲のある方を受け入れるというのが教育だと思っている。みんなが自分の希望を持って、全員が平等に希望通りに入るということは不可能で

あるので、やはりあの学校に入りたいという意欲を持って努力している生徒を受け入れるのが私は教育の基本だと思っている。それで20年も母親をやっているので自分の子どもが入りたい学校に行かせたいという親の思いも分かった。意見を各地で伺う機会があって、その父兄の気持ち、それから先生方の気持ちというのも切々と訴えるものがあったので、私なりに意見も述べてきたし、それから考えてもみた。でもやはり、全部が全部、みんなが希望通りにというのはなかなか難しい中で、では何を優先するかという問題になるかと思う。そこでやはり気になったのは3%枠の問題がたびたび出てくるが、やはりどんなに頑張っている人でも、3%、5%、10%と増やしてもその住む場所による合格ラインの不公平感というのは生まれてくると思う。そこに入りたい人が一杯いる場合、3%、5%、10%にしても不公平感が現れるということが、やはり私は最終的には学ぶ意欲のある人の意欲を損なうと感じた。それで魅力ある学校づくりの話をした時に、私はやはり教員が魅力があることが、その学校の生徒の魅力を感じるかどうかの基本だと思っている。たびたび質問してきてその回答も聞いてきた。県教委もこれから魅力ある先生を、地方、仙台に関わらず適正に配置するということを誓って努力するというをさせていただければ、私は学区撤廃をしてもいいんじゃないかという気持ちに至った。

佐々木委員

私自身は生まれた地域とか、あるいは親の職業とかで自分の将来の選択が制限されるべきではないと基本的に考えているので、学区制というのはある時期に必要ながあってその時代に応じて作られた制度かと思うので、基本的には学区制という制限がない方がいいのではないかと考えている。例えば隣の地域、すぐ近くでも遠い高校に通わなければならないという不都合も生じているというのが実情だと思うので、各人が自由な意志と自分の能力に応じた、あるいは自分の希望に応じた学校を選択するということがやはり望ましいと思う。ただそれぞれの地域とか、それぞれの家庭の状況に応じて希望通りに行けないという不都合、不公平、そういうことができるだけないように配慮するというのがやはり公教育の一つの役割というか責任かなと考えているので、例えば遠距離で費用がかかって通うのが難しいとか、あるいは交通手段がないということに対してできる限りそういうものについての窓口を作るとか、あるいは奨学金の枠を、例えば成績で決めるのではなくて本当に純粋に経済的理由だけで奨学金を出すとか、色々な対策をその状態に応じて考えていく姿勢を必ず残すということで、学区は撤廃するというのが私はよるしいのではないかなと思う。ただ、先程から魅力ある学校づくりというようなことが出ていたが、プラスのいい部分、力のある人達だけでなく、力が十分に発揮できない地域、発揮できない人達というのを抱えていくのが公教育かなと思うので、先端部分のいいことができにくい、状況がなかなか作れないようなところには、十分に、先程から出ているように人材を送るとか、色々な配慮を早急にして魅力ある学校づくりをするまで子ども達は待てないので、人を動かすということを十分に考慮していただきたいと思っている。

小野寺委員

私は進路の基本は皆さんおっしゃったように、自宅から通学できる地元の高校で自分の進路を実現すると、それが望ましいということについては、これは皆さん共通していると思う。ただ生徒の中には、特に地方の生徒であるが、進路希望に見合う高校が学区にない生徒がいる。私も地元の高校を選択してほしいと思うが、苦労をしても学区外の高校を希望する生徒もいるし、あるいは制約があって断念する生徒がいる。そのような

生徒の志望を閉ざすことは好ましくないと、であるから制約をできるだけ緩めて選択肢が多い環境を用意してやりたいと考えていた。と同時に、経済的に困難な家庭の生徒の進学希望を閉ざすということは野放しにすべきでない。いわゆる就学援助等の支援制度を充実拡充、あるいは緩和してそういう生徒の希望を是非叶えてやりたいと思っていた。この間の経緯の中で現在の学区制の評価についてはとにかく広げようと、拡大しようという点では私は大方の同意はあったと思っている。その際に問題となるのは先程来出ているように私は二点あったが、一つはやはり最大の懸念は仙台一極の集中が起きた時の命題である。地方から見れば地方の生徒が流出して地方の高校が元気がなくなるとか、あるいは統廃合が進むのではないかとと思っている。仙台圏の方々はいやいや地方の生徒が仙台圏に流入して生徒への影響が起きると、しかも仙台圏の場合、さっき説明があった公私の申し合わせみたいなものがある訳である。それに加えて流入すれば玉突き現象が生じるのではないかという不安を持っていると、しかもそれが学力が十分でない生徒への影響が大きいのではないかという指摘もある。弊害が起きた場合、仙台と地方の両方への影響がある。その辺が審議会で私は審議されたとは思いますが、その点がちょっとよく見えなかった。そのことが大きな問題で我々も審議のポイントはそこに置いてきたと思うが、それで仙台に集中するのかどうかということである。その判断である。それで事務局から出されている資料を見ると、やはり全県的に仙台に集中は起きにくいのではないかというデータを出されている。それが一つある。それからその中で地元志向が強まっているのではないかということも挙げられた。実は私も地元は東部地区であるが、高校とか中学校を訪問したりした。あるいは電話で聞いたりもした。その中では、東部地区であるが、ある程度仙台に出る位出ているのではないかという意見もあったし、あるいは地元の高校の吸引力が強まっているよと、確かにこれは東部の場合であるが、公私を含めて地元高校への信頼度が高まっているように感じた。それが判断した一つである。それから他の県の先行事例のデータである。それで私は仙台を志望する生徒は増えるかもしれないと思う。増えるかもしれないと思うが、過度の集中は生じないと判断していいのかなと思っている。それが一つである。それから二点目は3%の問題であるが、段階的に評価をして推進するという考え方にずっとこだわりがあった。理解しやすく、やや反対の立場の方々も同意できるのかなとも思ったが、色々な新たな資料を出されてくる中で、一つは拡大してもその前提には仙台に集中しないという前提がある訳であるが、そういう過程がある訳であるが、活用のしにくさとか制度が残るとということと、もう一つ判断材料として他の県の状況である。それを見ると拡大しても影響は起きないと判断していると私は捉えた。それで大きく言えば二点、仙台集中の問題と3%枠の拡大、加えれば高校教育の充実、改善を図れる契機になるのかなという期待があるということである。そういう検討を踏まえると、私は予測がつかかねるところはある。心配な点もあるが、懸念を、心配事を軽減していくという施策の樹立も期待される訳で、委員の皆さん方と同じように全県一学区という方向を選択したらどうかと考える。ただ、反対の立場からお話された意見については私は大事な指摘があると思う。であるから仮に実施となった時、実施までに期間がある訳であるので、そういう意見についても対応できることは対応していくように要望するし、私も委員としての当事者意識を持ってその辺は努めていかなければならないのかなと思っている。それで色々な附帯事項とか要望事項があるが、それについてはまた別の機会であると思うので、長くなったが以上である。

委員長 見直しの方向性としては、条件付であるが答申どおり「全県一学区」との御意見であったが、私も同様に考えている。従って、通学区域の見直しについては、答申どおり「全県一学区」とする方向で意見集約したいと思うが、よろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

委員長 それでは、次に、全県一学区とした場合の見直しの時期について議論して参りたいと思う。時期については、周知期間を何年にするかによっていくつかのパターンがあると思うが、これについて事務局に何か案があるか。

(説明：教育企画室長)

今委員長がおっしゃったとおり周知期間を何年にするかということがあると思う。もう一つは中学何年生の生徒から該当するののかということにも関連があるので、いくつかの考えられるパターンを周知期間1年、2年、3年、4年とした場合のケースについてたたき台として今配付したいと思う。(資料配付)

お手元の資料のとおり周知期間を何年にするかというものをただ表にしているだけのことであるが、一つは20年度からの学区見直し、今の中学2年生、新3年生が該当する。これは周知期間1年ということである。それから周知期間2年を置くといった場合には、21年度であるので現在の中学1年生、新2年生になる。それから周知期間3年を置くといった場合については、実施時期は3年後であるので22年度、現在の小学6年生、新1年生が該当する。それから周知期間を4年取るといった場合には、いま1年延びて23年度ということ、現在の小学5年生、新6年生が該当するという、周知期間を単純に書いただけの話である。考えられるのは四つ位かなということである。

委員長 今日は方向性は教育委員会としては全県一学区とするということを決めた。後は次である。スケジュール案とかそういうものは早急に決めるようにしたい。

教育企画室長 周知期間は1年から4年とこれ位が考えられるかなというふうに考えているが、周知期間を何年にするかという際に考えられる視点がいくつかあるだろうと考えている。やはり中学校側の進路指導上の観点とか、あるいは先程来各委員さんからあったが準備期間、周知期間というのが何年必要なんだろうかということが大きな視点であろうと考えており、他県の状況とか、あるいは本県のこれまで見直ししたその状況については、一応把握はしているが、考えられる視点としては大きくは今の二つ位が大きな視点かなと考えている。

委員長 今日の説明ではそれが必要ではないかという考え方であるが、これは少し考えてみる必要がある。一番はやはりこれからの生徒のことを考えて、進路指導が最もしやすいような時期になると思っている。

櫻井委員 今共学化が少しずつ進んでいる段階で、これに学区撤廃も重なると非常に生徒達も不安定になるので、やはり共学化が終了してからという位の周知期間を置いていただきたいと思っている。現場で子どもたちや両親が共学化だけでもとても大変な思いをしているのに、さらに学区撤廃ということが重なると心理的にも非常に不安定になるので、やはり私は共学化が落ち着いてからという案を希望する。

教育企画室長 確かに先程の視点の中に共学化ということは入れていなかったが、直接は学区の関連としては、直接的な関連はどうかなということ、話さなかったが、確かに共学化が既に始まっており、19年度から仙台二高と、それから順次20年度は第一女子高、それから21年度は仙台三高と、一つずつであるが実施されており、22年度に残りの仙台一高、それから第二女子高、第三女子高、それから塩釜高校と塩釜女子高、白石高校と白石女子高と5校重なるということは確かにある。

委員 長 : 今日は見直しの方向性については確認できたと思っているので、実施時期や対応策について、これは次に、今月中に臨時の教育委員会を開いて、今日の審議状況を踏まえて見直しの内容とか実施時期、あるいは対応策を含めた見直し方針を決めたいと思うが、事務局においてまず今言ったようなことについて案を作っていただきたいと思う。次はそれについて審議することとしてよろしいか。

(委員全員に諮って) 異議なし。

教育企画室長 : 色々な対応策というか、実施後の施策というのか、今日委員さんの方からも周知期間とか、あとは魅力づくりとかいった話が沢山あったし、審議会答申の中でもそこはきちんとうたわれており、ただ周知とか、あるいは魅力づくりとか、それから学校側の準備、中学校、高校の準備といったことが答申にあるが、大きな方向性しか出ていなかったのので、これについては意見聴取会の中でも様々な意見が出されたことから、これに合わせて前回お示しした魅力づくりの方向性なども加味させていただいて、これからどのような方向で対応すべきかを検討してみたいと思う。

委員 長 : それでは、臨時の教育委員会の日程は別途調整することとし、本日はここまでの協議とする。

11 閉 会 午後 4 時 5 5 分

平成 1 9 年 3 月 2 8 日

署名委員

署名委員

